

〈参 考〉 障害者総合支援法抜粋

(指定の取消し等) 第 51 条の 29 第 1 項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第 51 条の 14 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1 号～2 号 略

3 号 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 51 条の 23 第 1 項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

4 号 指定一般相談支援事業者が、第 51 条の 23 第 2 項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

5 号～7 号 略

8 号 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第 51 条の 14 第 1 項の指定を受けたとき。

9 号 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

10 号～11 号 略

第 2 項～第 3 項 略

〈参 考〉サービスの概要

○地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

○地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。